# EU-U.S. Data Privacy Framework に対する十分性認定のドラフトの公表(後編)

ヨーロッパ / 個人情報保護・データ保護規制ニューズレター　2023 年 1 月 12 日号

執筆者:
E-mail 石川 智也　E-mail 菅 悠人
E-mail 佐々木 将也

2022 年 12 月 13 日、欧州委員会は、米国連邦商務省(DoC)が設定しようとしている EU-U.S. Data Privacy Framework(DPF)に定められた個人データの保護に関する諸原則(DPF 原則)に準拠した個人データの処理を行う米国の事業者への個人データの移転に関する十分性認定のドラフト[1]を公表した[2]。上記ドラフトは、同年 10 月 7 日に公表された米国大統領令 14086(EO14086)[3]及びその関連規則を受けたものである。十分性認定のドラフトが採択され、正式に決定された暁には、DPF に参加する米国事業者に対して他に特段の保護措置等を実施することなく GDPR の適用を受ける個人データを移転できるようになる。正式決定は 2023 年の夏前となる見込みと報じられている。

本連載では、欧州委員会の十分性認定のドラフトの概要とその実務上の影響について、2 回に分けて紹介する。後編の本稿では、米国大統領令 14086 に対する評価(**3.**)と、DPF の実務へのインパクトと今後の対応(**4.**)について解説する(本連載の前編については、弊所ヨーロッパ/個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2022 年 12 月 23 日号を参照されたい[4])。

**本連載の目次**

**1.　背景**
**2.　DPF 原則に対する評価　(以上、前編)**
**3.　米国大統領令 14086 に対する評価**
**4.　実務へのインパクトと今後の対応　(以上、後編)**

## 3.　米国大統領令 14086 に対する評価

### (1)　EO14086 の位置づけ

EO14086 及びその授権を受けた司法省規則[5]は、先の Schrems II 判決[6]において指摘された、米国政府の監視プログラムに

---

1　https://commission.europa.eu/system/files/2022-12/Draft%20adequacy%20decision%20on%20EU-US%20Data%20Privacy%20Framework_0.pdf 参照。

2　欧州委員会の公表は、https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7631 参照。欧州委員会による Q&A は、https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_22_7632 参照。

3　https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/10/07/executive-order-on-enhancing-safeguards-for-united-states-signals-intelligence-activities/参照。

4　本稿における用語のうち、本連載・前編で定義済みのものについては、別段の定めがない限り、本連載・前編の定義による意味を有するものとする。

5　EO14086 第 3 項では、2 段階の救済メカニズムの第 2 段階としてデータ保護審査裁判所(Data Protection Review Court(以下「DPRC」))を設置するための規則の制定を司法長官に授権している。これを受け、2022 年 10 月 7 日、メリック・ガーランド司法長官は、DPRC を設置する新規則に署名した。司法省のコメントについては、https://www.justice.gov/opcl/redress-data-protection-review-court 参照。

6　Schrems II 判決については、弊所ヨーロッパニューズレター2020 年 7 月 29 日号参照。

© Nishimura & Asahi 2023

対する必要性及び比例性の制限の欠如と、違法監視に対する救済措置の不十分さに対処するために特別に準備されたものであり、十分性認定ドラフトの記載においても相応のウェイトが置かれている。

**(2) EO14086 の概要**

十分性認定ドラフトは、EO14086 について、米国内の全ての信号諜報活動(Signals Intelligence Activities)に対して、以下のような制限、保護措置及び救済手段を設けていることを指摘している。

① **適法性根拠**:信号諜報活動は、EO14086 に列挙された適法な目的のためにされるものでなければならず、かつ、大統領により承認された有効な諜報上の優先事項(validated intelligence priority)を推進するものでなければならない(前文パラ 124、128 及び 129)。諜報上の優先事項は、大統領の承認申請がなされる前に、まず Director of National Intelligence(以下「DNI」)により具体化され、その際には、Civil Liberties Protection Officer(以下「CLPO」)による評価も経なければならない。DNI と CLPO の見解に相違がある場合には、双方の見解が大統領に提出されることになるため、諜報活動の初期の段階からプライバシーに対する配慮がされる(前文パラ 129 及び 130)。

② **諜報活動の必要性及び比例性**:上記の優先事項が定められた後も、優先事項に基づき実際にどの程度の諜報活動が許容されるかは、EO14086 第 2 項 a 号が規定する必要性と比例性の要件に従って決定されるため、諜報活動は優先事項だけの制限を受けるものでもない(前文パラ 131)。

③ **保護措置**:諜報活動によって収集された個人データの処理に対しては、暗号化によるセキュリティ、保持期間の制限、拡散制限等の保護措置が適用される(前文パラ 147 以下)。

④ **監視メカニズム**:Privacy and Civil Liberties Officer や Inspector General(連邦監察官)を含む複数の機関により、各諜報機関の活動が監視される(前文パラ 153 以下)。

⑤ **DPRC における救済**:EU のデータ主体は、EO14086 及び関連する司法省規則に基づき設立された DPRC に対して、信号諜報活動の米国法違反について異議申立てをすることができる(前文パラ 176)。DPRC は、EO14086 により設立される独立した裁判機関であり、プライバシー法又は国家安全保障法の分野に経験を有する法律実務家 6 名で構成され、多数決により決定を下す(前文パラ 177 及び 183)。なお、EU のデータ主体の異議申立ては、第一次的には CLPO に対して行われ、CLPO により審査されるところであり(前文パラ 171)、DPRC は CLPO の決定に不服がある場合の申立先という位置づけになっている。

**(3) EO14086 及び米国におけるデータ保護法制に対する評価**

EO14086 は、Schrems II 判決によって問題があると指摘された米国における諜報機関による米国政府の監視プログラムについて、指摘を受けた問題点を改善するために制定された法令である。このため、今回の十分性認定ドラフトにおいても、欧州委員会がこの EO14086 をどのように評価するかが、新たな十分性認定の正当性を考える上でも、また、今後新たな十分性認定が再度欧州司法裁判所において争われた場合の帰結を占うにあたっても、特に重要となる。

この点に関し、十分性認定ドラフトは、Schrems 判決 [7]を引用しつつ、十分性認定の対象となる制度は EU の制度と同一のものである必要はなく、特に個人データの保護のための救済措置については、それが実務上個人データの適切な保護水準を確保するために有効である限り、EU で採用されているものと異なってもよいと論じる(前文パラ 4)。

加えて、十分性認定ドラフトは、透明性確保義務 [8]及び DoC による管理によって DPF 原則の実効的な適用が確保されるとともに、米国法による監視メカニズム及び救済措置によってデータ保護法違反に対して制裁が課され、データ主体が自身の個人デー

[7] Schrems 判決の判旨については、https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=169195&pageIndex=0&doclang=EN&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=22309 参照。

[8] 透明性確保義務の具体的な内容については、本連載・前編 2.(1)④参照。

© Nishimura & Asahi 2023

タへアクセスし、これを修正・消去するための法的な救済を享受することができると評価している(前文パラ 194)。

その上で、十分性認定ドラフトは、EO14086 施行後における米国のデータ保護法制の下では、国家安全保障を目的とした米国の諜報機関等による EU のデータ主体の基本的権利に対する干渉は適法な目的の達成のために必要不可欠な範囲に限定され、かつ、そのような干渉に対する実効的な法的保護が存在すると結論づけている(前文パラ 195)。ただし、EO14086 により設立された保護措置及び救済メカニズムの重要性に鑑み、十分性認定の正式決定は、米国の全ての諜報機関が EO14086 を実施するための政策や手続を実施し、かつ、EU が上記救済メカニズムの適用される国又は地域として指定されることが前提条件とされているうえ(前文パラ 196)、十分性認定が決定された後も定期的な(決定から 1 年後、その後は少なくとも 4 年毎の)審査が予定されている(前文パラ 203)。

## 4. 実務へのインパクトと今後の対応

### (1) 実務へのインパクト

DPF に対する十分性認定が正式に採択され、米国側での手続(DPRC の裁判官の選任等)が完了すれば、GDPR の適用を受ける事業者は、米国の DPF 参加事業者に対して、少なくとも当面の間は、上記十分性認定に依拠して個人データを適法に移転することができるようになる。

DPF に対する十分性認定は、SCC を含む他のデータ移転の手段の適法性に影響を及ぼさない。したがって、EU-米国間のデータ移転について既に SCC を締結している事業者は、現状 SCC 上の義務の履行に不都合が生じていなければ、引き続き SCC に依拠してデータ移転を行うことで問題はない(なお、SCC や BCR に依拠してデータ移転を行う場合であっても、EO14086 上の救済措置を利用することは可能である。)。また、十分性認定後は、SCC に依拠してデータ移転を行う際に必要となる移転影響評価(Transfer Impact Assessment)においても、移転先である米国のデータ保護の水準についてより肯定的な評価を下すことが可能であると思われる。

他方、これまで EU-米国間のデータ移転について SCC を締結してこなかった事業者や既存の SCC 上の義務の履行に何らかの不都合が生じている事業者については、DPF に基づく十分性認定に依拠してデータ移転を行うのが簡便な場合が多いと考えられる。ただし、この場合であっても、移転したデータを更に米国の DPF に参加していない事業者や、米国以外の十分性認定を受けていない国の第三者に再移転(Onward Transfer)する場合には、別途、当該第三者との間で当該第三者が DPF 原則と同等の水準の保護を提供することを義務付ける契約の締結が必要となり得る点には注意が必要である [9]。

### (2) 今後の見通しについて

十分性認定ドラフトは、正式決定の前に、EDPB 等による意見聴取手続に入る。しかし、EDPB の意見は欧州委員会に対して拘束力を有しないため、これにより米国の DPF に対する十分性認定が妨げられるわけではない。もっとも、意見の内容次第では、十分性認定の正式決定までに時間を要することとなる可能性は否定できない。

正式決定がされたとして、その後、この決定の有効性が再度(Privacy Shield のときと同様に)欧州司法裁判所において争われ、取り消されることになるかについても、既に議論がされ始めている。Schrems II 判決のきっかけとなった不服申立てを行った Maximillian Schrems 氏が率いるプライバシー保護団体である NOYB は、EO14086 について、これが法律ではなく行政命令にすぎず、EU 基本憲章 [10]47 条の定める「効果的な救済と公平な裁判への権利」の要件を充足しないと批判しており [11]、十分性認定ドラフトについても、欧州司法裁判所による取消しを免れ得ないと主張している [12]。同氏は、既に、新たな十分性認定が出された折には、「Schrems III 判決」を求めてその有効性を法的に争う姿勢を鮮明にしていると報じられている [13]。他方で、同氏ほど強い立場を示すものではない関係者の間でも、新たな十分性認定の有効性と将来の帰趨については、現時点では意見が分かれて

---

9 再移転の制限については、本連載・前編 2.(1)⑥参照。

10 https://www.europarl.europa.eu/charter/pdf/text_en.pdf 参照。

11 https://noyb.eu/en/new-us-executive-order-unlikely-satisfy-eu-law 参照。

12 https://noyb.eu/en/statement-eu-comission-adequacy-decision-us 参照。

13 https://iapp.org/news/a/at-dpc-2022-eu-us-data-privacy-framework-on-track-schrems-challenge-to-come/参照。

© Nishimura & Asahi 2023

いる。EU 加盟国の当局の中には、米国の行政命令の実効性について肯定的に評価する者も存在するし [14]、欧州委員会の法務担当委員である Didier Reynders 氏は、裁判で争われたとしても 7～8 割程度の確率で十分性認定を維持できるとの強気の立場を示したとされる [15]。しかしながら、欧州の実務家の中では、より悲観的・懐疑的な見解を示す者も少なくない。

DPF に参加する事業者は、本連載・前編で記載したとおり、DoC に対する自己認証手続を経る必要がある [16]。DPF を反映したプライバシーポリシーを公開することもそこでの手続要件の1つとなっており(前文パラ 50)、既に Privacy Shield の下で自己認証をしていた事業者については、遅くとも DPF 発効後 3 ヵ月以内に DPF 原則を参照するようにプライバシーポリシーを改訂するものとされている [17]。

なお、EU に引き続き、英国も、米国に対して十分性認定を付与する方針を明らかにしている [18]。英国における十分性認定に係る手続は、EU とは異なり、十分性認定のドラフト等が事前に公表されることはなく、十分性認定が議会に提出された後、データ保護当局である ICO(Information Commissioner's Office)による意見が公表されることとなる。英国による十分性認定の時期は、EU による十分性認定と同時期かそれよりも早くなり得ると予想されており、今後の進展が期待される。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室　E-mail

14 ハンブルグ当局の声明について、https://datenschutz-hamburg.de/pages/executiveorder/参照。そこでは、米国においては行政命令(Executive Order)の法形式が"das probate Regelungsinstrument"(実効性のある規制の道具)であると評価されている。

15 https://www.politico.eu/article/eu-justice-chief-confident-new-us-data-pact-will-survive-legal-challenge/参照。

16 DoC に対する自己認証手続については、本連載・前編 2.参照。

17 十分性認定ドラフト別紙 I(EU-U.S. DATA PRIVACY FRAMEWORK PRINCIPLES ISSUED BY THE U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE)の III. Supplemental Principles の 6. Self-Certification の e 項参照。

18 英国デジタル文化メディアスポーツ省による Explanatory note については、https://www.gov.uk/government/publications/uk-and-us-progress-tech-and-data-partnership/explanatory-note 参照。DoC によるプレスリリースについては、https://www.commerce.gov/news/press-releases/2022/10/us-uk-joint-statement-new-comprehensive-dialogue-technology-and-data 参照。

© Nishimura & Asahi 2023